

## 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

大綱を首長が定めることの趣旨等	<p>○首長→民意を代表する立場 (大学及び私立学校を所管、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有する)</p> <p>○近年の教育行政～福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要</p> <p>○首長による大綱の策定 地域住民の意向のより一層の反映が図られる(地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策を総合的に推進)</p> <p>○大綱の策定及び変更→あらかじめ、総合教育会議において協議が必要(策定及び変更後、遅滞なく公表が必要)</p> <p>○大綱の対象期間→首長の任期(4年)、国の教育振興基本計画の対象期間(5年)を鑑み、4年～5年程度を想定</p> <p>○首長の大綱策定権限→教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権には及ばない。 ※法第1条の3第4項は、確認的規定</p> <p>○大綱は国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌 (参酌の対象) 国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)における、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分</p>
大綱の記載事項	<p>○大綱→詳細な施策について策定することは不要</p> <p>○大綱の主たる記載事項→予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針 ※学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等(教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象)</p> <p>○首長の権限に関わらない事項(教科書採択の方針、教職員の人事の基準等) 教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することは可能</p> <p>(全国学力・学習状況調査の結果の公表について) 教育委員会が大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することも可能</p> <p>○首長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載した場合 教育委員会は当該事項を尊重する義務を負わない(法第21条に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有している) ※大綱に則った教育行政(法第11条第8項及び第12条第1項)においても同様</p>
大綱の法律上の効果	<p>○首長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合 →首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかる(法第1条の4第8項) →首長と教育委員会は、策定した大綱の下、それぞれの事務を管理・執行(教育政策に関する方向性の明確化)</p> <p>○尊重義務(その方向に向けての努力)</p> <p>○大綱に定めた目標を達成できなかった場合→尊重義務違反には該当しない。</p>
教育振興基本計画と大綱の関係	<p>○教育基本法第17条第2項(地方公共団体における教育振興のための基本的計画の策定義務)</p> <p>○文科省通知(平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知) 「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」</p>